

大牟田市におけるこどもエコクラブに係る物品の貸出しに関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は市のこどもエコクラブ用貸出し物品（以下「物品」という。）を貸し出すために必要な事項を定める。

(貸出し用物品)

第2条 対象とする物品は別表に定める。

(貸出し対象者)

第3条 対象者は大牟田市内のこどもエコクラブに所属する者とする。

(貸出料)

第4条 物品の貸出料は無料とする。

(貸出しの方法)

第5条 物品を借用しようとする者（以下「借用者」という。）は大牟田市こどもエコクラブ物品借用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）によって受取日のおおむね1週間前までに環境保全課長に申し込まなければならない。

2 環境保全課長は、前項の申請内容に支障がないと認めるときは対象の物品を貸し出すことができる。

(使用の制限)

第6条 借用者は物品の使用にあたって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申請書に記載した使用目的外の使用。
- (2) 第三者へのまた貸し。
- (3) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であること。
- (4) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする事。
- (6) 上記のほか物品の使用によって公共性、公益性を損なうおそれがあること。

(借用者の責務)

第7条 借用者は物品の適切な管理に配慮しなければならない。

2 借用期間中の物品の使用によって借用者又は第三者に発生した損害については、市はその一切の責任を負わないものとする。

3 物品の使用に係る事故等については借用者の責任において対処しなければならない。

4 物品を紛失又は破損したときは、借用者は直ちに環境保全課長にその状況を報告しなければならない。

5 借用者の不注意又は不適切な使用によって物品に損害が生じたときは、原状回復に要する費用を借用者に求める場合がある。ただし、自然災害その他特別な理由があると環境保全課長が認めた場合はこの限りではない。

(物品の返却)

第8条 使用後の物品は清掃の上、申請書に記載した返却日までに返却しなければならない。

(補 足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸出しに関し必要な事項は環境保全課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

別表 (第2条関係)

番号	名称	主な仕様	数量	備考	寄贈者
1	探検ボード	レイメイ藤井 RS105A 縦268×横352mm、PVC・ポリエステル製、安全パーツ付き ストラップ付き、ファスナー式 ペンケース付き、まち付き A4 対応ポケット付き	40枚	H29 寄贈品	マックスバリュ九州 (株)
2	屋外用コードリール	(株) 畑屋製作所 SG-30K 型 接地付き防雨型 4口 30m、 100V/15A	1台	H30 寄贈品	マックスバリュ九州 (株)及びレッドキャ ベツ(株)
3	グルーガン (ホット ボンド)	大洋電機産業(株)型番 HB-45 定格電圧 100v/7w、安全ヒュー ズ内蔵、ノズル温度 160℃、ス ティック径約φ7mm	8セット	H30 寄贈品	
4	タープ	クイックシェード 250UV-S (コンパクト) スクリーンプラ ス 約17kg、収納時 102cm× 20cm × 23cm、展開時 W250cm×D250cm×H257・ 248・239cm	2セット	R1 寄贈品	
5	たも網	ケニス手持式水網 柄長 30cm、網寸幅 28cm×深 さ 18cm、網目 2mm	12本		

大牟田市環境部環境保全課長 様

(申請者) 名称
住所
氏名

大牟田市こどもエコクラブ物品借用申請書

下記のとおり、こどもエコクラブにおいて使用するため、下記物品の借用を申請します。

1 物 品 名	
2 使 用 目 的	
3 使 用 場 所	
4 借 用 期 間	令和 年 月 日 (受取日) から 令和 年 月 日 (返却日) まで
5 連 絡 先	(担 当 者) (電話番号)
6 備 考	

環境保全課処理欄	
貸出確認	返却確認
月 日	月 日